

監査公告第 17 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による  
経済環境部の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に  
準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 3 年 1 月 26 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

## 経済環境部 定期監査結果報告

### 第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

### 第2 監査期間

令和2年12月10日から令和3年1月11日まで

### 第3 監査の対象

経済環境部の令和2年度（令和2年11月末現在）財務に関する事務及び行政事務の執行状況、物品・施設の管理状況

### 第4 監査の着眼点

- (1)財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2)行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3)商業地活性化事業の応募状況及び対象事業者の決定が適切に行われているか。
- (4)企業誘致イベント出展費の支出実績が正確であるか。
- (5)農林水産業振興行動計画に関する令和2年度の事業内容が適切に実施されているか。
- (6)公共施設等太陽光発電導入基本計画策定について、計画的に準備されているか。

### 第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

### 第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

### 第7 監査意見（地方自治法第199条第10項）

- ・市内産業の振興について、次のとおり意見を付す。

コロナ感染予防対策や経済対策に関する市の対応は、極めて迅速で量的にも大胆さをもって取り組まれており、大いに評価している。一方で既存の産業振興行動計画は、長引くコロナへの対応が示されていないことから、次期改定を待たず

時点修正等を行い、コロナ禍に対応した振興策を力強く進めることを期待する。

## 第8 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

別 記

### 経済環境部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. コロナ禍における中小事業者への経済支援対策について
2. 産業行動振興計画の策定について
3. 商業地活性化事業について
4. 片山津 IC 産業団地について
5. 成長産業分野等の企業誘致について
6. コロナ禍における企業誘致イベント実施状況について
7. スマートアグリ推進について
8. 農林水産業振興行動計画について
9. ツキノワグマ対策について
10. 令和2年度空家等対策推進事業の状況について
11. エネルギーマネジメント推進事業について
12. 公共施設等太陽光発電導入基本計画について